

朝来市火入れに関する条例の一部改正（案）の概要について

1 条例改正の背景・目的

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると判断しています。

本条例においても、林野火災を防止するため、林野火災注意報が発表された際に火入れの中止を行うよう条例改正するものです。

2 条例改正の主な内容

◆火入れの中止を行う際の条件を追加します。

改正後の条件	現在の条件
①強風注意報 ②乾燥注意報 ③林野火災に関する注意報 ④火災警報 上記のうちいずれかが発表（発令）された場合	①強風注意報 ②乾燥注意報 ③火災警報 上記のうちいずれかが発令された場合

※林野火災警報については、火災警報の一種であるため、今回の条例改正には反映しません。

【参考】

◆火入れの定義

(1) 火入れとは

森林又はその周囲1kmの範囲内で、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為。

(2) 面的に焼却する行為とは

ある区域を定め、その全域を対象として面的な広がりをもって焼却する行為。

※全域を焼却する目的で、何ヵ所かに集積して焼く（寄せ焼き）、筋状に集積して焼く（筋焼き）場合は対象。

なお、空地等の特定の箇所に焼却物を集積して焼却する行為は対象外。

(3) 火入れ許可の対象

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑

◆主な許可要件

改正後の許可要件	改正前の許可要件
<ul style="list-style-type: none">10人以上の従事者の配置※規模が大きい場合はそれ以上可搬式散水装置その他の消火器具の携行防火帯の設置強風、乾燥注意報が発表され、林野火災注意報及び火災警報が発令されていない他	<ul style="list-style-type: none">10人以上の従事者の配置※規模が大きい場合はそれ以上可搬式散水装置その他の消火器具の携行防火帯の設置強風、乾燥注意報、火災警報が発令されていない他